

大量保有報告書

変更報告書 No. 7

(~~法第27条の23第1項に基づく報告書~~) (法第27条の25第1項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号
γ	13	A	418

関東財務局長殿

氏名又は名称 弁護士 平 川 修



報告義務発生日 平成13年10月12日

東京都千代田区丸の内1-1-3 AIGビル
住所又は本店所在地 アンダーソン・毛利法律事務所

平成13年10月19日 提出
(日本工業規格 A4 210×297ミリメートル)

第1 提出者に関する事項

10.9

1 発行会社

発行会社の名称	日本テレコム株式会社	会社コード	9434	頁 / 総 頁	1 / 10
上 場 証券取引所	※ ① 東京 ② 大阪 3 名古屋 4 京都 5 福岡 6 札幌	※ ① 上場 2 店頭		提 出 者 及 び 共同保有者の総数	3 名
本店所在地	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号			提出形態 (ホ)	※ ① 連名 ② その他

2 提出者 (大量保有者)

※ ① 個人 ② 法人 (① 株式会社 ② 有限会社 ③ その他 (外国法人))					
フリガナ (カタカナ)		ボダフォン・グループ・ピーエルシー			
氏名又は名称		ボダフォン・グループ・ピーエルシー (Vodafone Group PLC)			
フリガナ (カタカナ)					
住所又は本店所在地		英国 RG14 1JX、パークシャー、ニューベリー、ロンドン・ロード2-4、ザ・コートヤード (The Courtyard, 2-4 London Road, Newbury, Berkshire, RG14 1JX England)			
フリガナ (カタカナ)					
旧氏名又は名称					
フリガナ (カタカナ)					
旧住所又は本店所在地		〒			
個人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)		
	※ ① 明治 ③ 昭和 ② 大正 ④ 平成		勤務先名称		
	職 業		勤務先住所		
法人	設立年月日	59 年 7 月 17 日	(フリガナ)	スティーブン・スコット	代表者役職
	※ ① 明治 ③ 昭和 ② 大正 ④ 平成		代表者氏名	スティーブン・スコット (Stephen Scott)	会社秘書役
	事業内容	移動体電気通信業			
事務上の連絡先及び担当者名		東京都千代田区丸の内1-1-3 AIGビル アンダーソン・毛利法律事務所 弁護士 日下部 真治 同 勝野 めぐみ			
		電話番号	03 (4288) 7613		

3 保有目的

提出者を含む企業グループは、世界中で携帯電話及びその他の関連事業を行っているところ、日本のマーケットの将来的発展に鑑み、また日本の携帯電話事業への長期にわたる投資の結果として、日本において同種の事業を行っている発行会社(その関連会社も含む)に投資し、その経営に参加することが政策的に有利であると判断されたため。

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	ボーダフォン・グループ・ビーエルシー
-----------------------	--------------------

4 上記提出者の保有株券等の内訳

		27 条の 23 第 3 項本文	27 条の 23 第 3 項第 1 号	27 条の 23 第 3 項第 2 号	
株 券		5 株	株	株	
新株引受権証券	A	株	/	H 株	
新株引受権証券	B	株		I 株	
転換社債券	C	株		J 株	
新株引受権付社債券	D	株		K 株	
対象有価証券カードワラント	E			L	
株券預託証券					
株券関連預託証券	F			M	
対象有価証券償還社債	G			N	
合 計	O	5 株	P 株	Q 株	
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R	株	発行済株式総数 (平成13年10月19日現在)	U 3,195,236.65 株	
保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R)	S	5 株		上記提出者の 株券等保有割合 (S / (T + U) × 100)	0.00%
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	T	株			直前の報告書に記載 された株券等保有割合

*平成13年8月20日、株式発行会社はその発行済普通株式につき1株を5株とする株式分割を行った。

5 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
	該当なし		※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	

発行会社の 会社コード	9434
----------------	------

頁 / 総 頁	3 / 10
---------	--------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	ボーダフォン・グループ・ピーエルシー
-----------------------	--------------------

6 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

なし

7 保有株券等の取得資金

(1) 取得資金の内訳

自己資金額(千円)	R
-----------	---

借入金額計(千円)	S
-----------	---

その他(具体的に) 平成13年8月20日に行われた株式分割により4株取得。
--

その他金額計(千円)	T
------------	---

取得資金合計 (R+S+T)(千円)	
-----------------------	--

(2) 借入金の内訳

番号	* (フリガナ) 名称(支店名)	業 種	* (フリガナ) 代表者氏名	* 所 在 地	借 入 目 的	金 額 (千円)
1					※12	
2					※12	
3					※12	
4					※12	
5					※12	
6					※12	
7					※12	
8					※12	
9					※12	
10					※12	

大量保有報告書

変更報告書 No. 7

(法第27条の23第1項に基づく報告書) (法第27条の25第1項に基づく報告書)

関東財務局長殿

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号

氏名又は名称 弁護士 平 川



報告義務発生日 平成13年10月12日

住所又は本店所在地 東京都千代田区丸の内1-1-3 AIGビル
アンダーソン・毛利法律事務所

平成13年10月19日 提出
(日本工業規格 A4 210×297ミリメートル)

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の名称	日本テレコム株式会社	会社コード	9434	頁 / 総 頁	4 / 10
上 場 証券取引所	※ ① 東京 ② 大阪 ③ 名古屋 ④ 京都 ⑤ 福岡 ⑥ 札幌	※ ① 上場 ② 店頭		提 出 者 及 び 共同保有者の総数	3 名
本店所在地	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号			提 出 形 態 (ホ)	※ ① 連名 ② その他

2 提出者 (大量保有者)

※ ① 個人 ② 法人 (① 株式会社 ② 有限会社 ③ その他 (外国法人))			
フリカナ (カタカナ)	ボーダフォン・インターナショナル・ホールディングス・ベーヴィ		
氏名又は名称	ボーダフォン・インターナショナル・ホールディングス・ベーヴィ (Vodafone International Holdings B.V.)		
フリカナ (カタカナ)			
住所又は本店所在地	オランダ、エルシー・カペル・アン・デン・ジュッセル 2909、リヴューム・クアドラント 173-177、15階 (Rivium Quadrant 173-177, 15th Floor, 2909 LC Capelle aan den IJssel, The Netherlands)		
フリカナ (カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリカナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地	〒		
個人	生年月日 年 月 日 (フリカナ)		
	※ ① 明治 ③ 昭和 ② 大正 ④ 平成	勤務先名称	
	職 業	勤務先住所	
法人	設立年月日 5年 2月 16日 (フリカナ)	エリック・デ・ライク ヤン・デ・ゲウス	代表者役職
	※ ① 明治 ③ 昭和 ② 大正 ④ 平成	代表者氏名	エリック・デ・ライク 及び ヤン・デ・ゲウス (Erik de Rijk) / (Jan de Geus) (共に)ディレクター (共同代表)
事業内容	移動体電気通信業分野で活動する企業の株式保有及びこれに対する金融		
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内1-1-3 AIGビル アンダーソン・毛利法律事務所 弁護士 日下部 真治 同 勝野 めぐみ		
	電話番号	03 (4288) 7613	

3 保有目的

提出者を含む企業グループは、世界中で携帯電話及びその他の関連事業を行っているところ、日本のマーケットの将来的発展に鑑み、また日本の携帯電話事業への長期にわたる投資の結果として、日本において同種の事業を行っている発行会社(その関連会社も含む)に投資し、その経営に参加することが政策的に有利であると判断されたため。

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	ボーダフォン・インターナショナル・ホールディングス・ペーヴィ
-----------------------	--------------------------------

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27 条の 23 第 3 項本文	27 条の 23 第 3 項第 1 号	27 条の 23 第 3 項第 2 号
株 券	1,492,168 株	株	株
新株引受権証券	A 株	/	H 株
新株引受権証券	B 株		I 株
転換社債券	C 株		J 株
新株引受権付社債券	D 株		K 株
対象有価証券バックラント	E		L
株券預託証券			
株券関連預託証券	F		M
対象有価証券償還社債	G		N
合 計	O 1,492,168 株	P 株	Q 株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R 株	発行済株式総数 (平成13年10月19日現在)	U 3,195,236.65 株
保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R)	S 1,492,168 株	上記提出者の 株券等保有割合 (S / (T + U) × 100)	46.70%
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	T 株	直前の報告書に記載 された株券等保有割合	25.00%

5 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成13年10月12日	普通株式	693,368 株	※ ① 取得 2 処分	450,000 円
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	

発行会社の 会社コード	9434
----------------	------

頁 / 総 頁	6 / 10
---------	--------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	ボーダフォン・インターナショナル・ホールディングス・ペーヴィ
-----------------------	--------------------------------

6 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

1. 提出者は、発行会社株式（以下「本件株式」という）の約25パーセントを保有していたが、買付の期間を平成13年9月21日から同年10月11日とし、本件株式を319,524株（全発行済株式総数の約10パーセント）以上、最大693,368株（全発行済株式総数の約21.7パーセント）まで買い増すべく公開買付を実施した。
2. 1.の結果、平成13年10月11日を終了した時点で、本件株式数は693,368株を上回り、提出者は693,368株につき買付を行ったため、提出者は本件株式を1,492,168株（全発行済株式総数の約46.7パーセント）保有することとなった。よって、本報告書を提出するものである。
3. なお、上記の本件株式に関する先買取りの実行は、平成13年10月26日以降迅速に行われる予定である。

7 保有株券等の取得資金

(1) 取得資金の内訳

自己資金額(千円)	R	借入金額計(千円)	S	312,015,600
-----------	---	-----------	---	-------------

その他(具体的に) 平成13年8月20日に行われた株式分割により639,040株取得。		その他金額計(千円)	T
--	--	------------	---

取得資金合計 (R+S+T)(千円)	312,015,600
-----------------------	-------------

(2) 借入金の内訳

番号	* (フリガナ) 名称(支店名)	業 種	* (フリガナ) 代表者氏名	* 所 在 地	借 入 目 的	金 額 (千円)
1	ボーダフォン・グループ・ピエール	移動体電気 通信業	スティーブ・スコット	英国 RG14 1JX、ハーグシャー、ニューベ リー、ロンドン・ロード2-4、サ・コートヤード	※1 2	312,015,600
2					※1 2	
3					※1 2	
4					※1 2	
5					※1 2	
6					※1 2	
7					※1 2	
8					※1 2	
9					※1 2	
10					※1 2	

大量保有報告書

変更報告書 No. 7

(法第27条の23第1項に基づく報告書) (法第27条の25第1項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号

関東財務局長殿

氏名又は名称 弁護士 平 川

修

報告義務発生日 平成13年10月12日

東京都千代田区丸の内1-1-3 AIGビル

住所又は本店所在地 アンダーソン・毛利法律事務所

平成13年10月19日 提出

(日本工業規格 A4 210×297ミリメートル)

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の名称	日本テレコム株式会社	会社コード	9434	頁 / 総 頁	7 / 10
上 場 証券取引所	※ ① 東京 ② 大阪 ③ 名古屋 ④ 京都 ⑤ 福岡 ⑥ 札幌	※ ① 上場 ② 店頭		提 出 者 及 び 共同保有者の総数	3 名
本店所在地	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号			提出形態 (ホ)	※ ① 連名 ② その他

2 提出者 (大量保有者)

※ ① 個人 ② 法人 (① 株式会社 ② 有限会社 ③ その他 (外国法人))				
フリガナ (カタカナ)	フログホール・ビーヴィ			
氏名又は名称	フログホール・ビーヴィ (Froghall B.V.)			
フリガナ (カタカナ)				
住所又は本店所在地	オランダ、エルシー・カペル・アン・デン・ジュッセル 2909、リヴューム・クアドラント 173-177、15階 (Rivium Quadrant 173-177, 15th Floor, 2909 LC Capelle aan den IJssel, The Netherlands)			
フリガナ (カタカナ)				
旧氏名又は名称				
フリガナ (カタカナ)				
旧住所又は本店所在地	〒			
個人	生年月日 年 月 日 (フリガナ)			
	※ ① 明治 ③ 昭和 ② 大正 ④ 平成	勤務先名称		
	職 業	勤務先住所		
法人	設立年月日 11年 8月 18日 (フリガナ)	エリック・デ・ライク ヤン・デ・ゲウス、	代表者役職	
	※ ① 明治 ③ 昭和 ② 大正 ④ 平成	代表者氏名	エリック・デ・ライク及びヤン・デ・ゲウス (Erik de Rijk)/(Jan de Geus) (共同代表)	(共に) ディレクター
	事業内容	持株会社		
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内1-1-3 AIGビル アンダーソン・毛利法律事務所 弁護士 日下部 真治 同 勝野 めぐみ			
	電話番号	03 (4288) 7613		

3 保有目的

提出者を含む企業グループは、世界中で携帯電話及びその他の関連事業を行っているところ、日本のマーケットの将来的発展に鑑み、また日本の携帯電話事業への長期にわたる投資の結果として、日本において同種の事業を行っている発行会社 (その関連会社も含む) に投資し、その経営に参加することが政策的に有利であると判断されたため。

提出者 (大量保有者) の 氏名又は名称	フロッグホール・ビーヴィ
-------------------------	--------------

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27 条の 23 第 3 項本文	27 条の 23 第 3 項第 1 号	27 条の 23 第 3 項第 2 号	
株 券	639,050 株	株	株	
新株引受権証書	A 株	/	H 株	
新株引受権証券	B 株		I 株	
転換社債券	C 株		J 株	
新株引受権付社債券	D 株		K 株	
対象有価証券バックラント	E		L	
株券預託証券				
株券関連預託証券	F		M	
対象有価証券償還社債	G		N	
合 計	O 639,050 株	P 株	Q 株	
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R 株	発行済株式総数 (平成13年10月19日現在)	U 3,195,236.65 株	
保有株券等の数 (総数) (O+P+Q-R)	S 639,050 株		上記提出者の 株券等保有割合 (S / (T + U) × 100)	20.00%
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	T 株		直前の報告書に記載 された株券等保有割合	20.00%

5 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
	該当なし		※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	

発行会社の 会社コード	9434
----------------	------

頁 / 総 頁	9 / 10
---------	--------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	フロッグホール・ビーヴィ
-----------------------	--------------

6 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

なし

7 保有株券等の取得資金

(1) 取得資金の内訳

自己資金額(千円)	R
-----------	---

借入金額計(千円)	S
-----------	---

その他(具体的に) 平成13年8月20日に行われた株式分割により511,240株取得。	その他金額計(千円)	T
--	------------	---

取得資金合計 (R+S+T)(千円)	
-----------------------	--

(2) 借入金の内訳

番号	* (フリガナ) 名称(支店名)	業 種	* (フリガナ) 代表者氏名	* 所 在 地	借 入 目 的	金 額 (千円)
1					※12	
2					※12	
3					※12	
4					※12	
5					※12	
6					※12	
7					※12	
8					※12	
9					※12	
10					※12	

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	ボーダフォン・グループ・ピーエルシー
-----------------------	--------------------

提出者及び 共同保有者の総数	3名
提出形態	※ ① 連名 2 その他

第3 提出者及び共同保有者に関する総括表

1 提出者及び共同保有者(カ)

1	ボーダフォン・グループ・ピーエルシー	21		41	
2	ボーダフォン・インターナショナル・ホールディングス・ピーエルシー	22		42	
3	フロッグホール・ピーエルシー	23		43	
4		24		44	
5		25		45	
6		26		46	
7		27		47	
8		28		48	
9		29		49	
10		30		50	
11		31		51	
12		32		52	
13		33		53	
14		34		54	
15		35		55	
16		36		56	
17		37		57	
18		38		58	
19		39		59	
20		40		60	

2 上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳(コ)

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号	
株券	2,131,223株	株	株	
新株引受権証券	A 株	/	H 株	
新株引受権証券	B 株		I 株	
転換社債券	C 株		J 株	
新株引受権付社債券	D 株		K 株	
対象有価証券カードワラント	E		L	
株券預託証券				
株券関連預託証券	F		M	
対象有価証券償還社債	G		N	
合計	O 2,131,223株	P 株	Q 株	
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R 株	発行済株式総数 (平成13年10月19日現在)	U 3,195,263.65株	
保有株券等の総数 (O+P+Q-R)	S 2,131,223株			66.70%
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	T 株			45.00%
		直前の報告書に記載 された株券等保有割合		



POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that VODAFONE GROUP PLC (the "Company"), a corporation established under the laws of England with its principal place of business at The Courtyard, 2-4 London Road, Newbury, Berkshire, RG14 1JX, England, hereby nominates, constitutes and appoints each of Messrs. Osamu Hirakawa, Masaakira Kitazawa, Junichi Kondo, Shinji Kusakabe and Katsuo Yagura, Attorneys-at-Law, of Anderson Mori with offices at AIG Building, 1-3, Marunouchi 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Report of Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (the "Report") with the Director of the Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 "Large Holding Reports" of the Securities Exchange Law of Japan;
2. To send and submit copies of the Report to the issuing company and the relevant stock exchanges; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any partner of Anderson Mori selected by him.

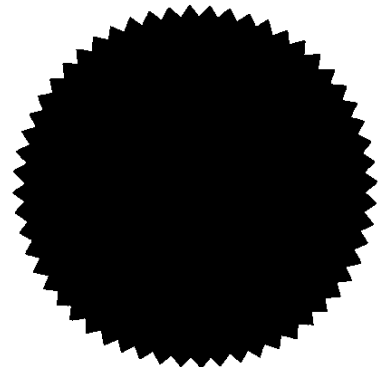
This Power of Attorney is valid until 31 October 2001 whereupon it shall automatically terminate and be of no further effect.

IN WITNESS WHEREOF the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 10th day of October 2001.

The Common Seal of
VODAFONE GROUP PLC was
hereunto affixed in the presence of

.....
Director

.....
Secretary



Vodafone Group Plc

The Courtyard, 2-4 London Road, Newbury, Berkshire RG14 1JX, England
Telephone: (01635) 33251, Facsimile: (01635) 45713

(訳文)

委任状

英国 RG14 1 J X、パークシャー、ニューベリー、ロンドン・ロード2-4、ザ・コートヤードに主たる事務所を有する英国法人ボーダフォン・グループ・ピーエルシー（以下、「当社」という）は、ここに、日本国東京都千代田区丸の内1丁目1番3号 AIG ビルに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修、同北澤正明、同近藤純一、同日下部真治及び同矢倉克夫各氏を真正かつ適法な代理人と定め、当社のために下記の行為の全部又は一部を行う権限を委任する。

1. 日本の証券取引法第二章の三「株式等の大量保有の状況に関する開示」に基づき、大量保有報告書及びその修正、補追又は変更の報告書（以下、「報告書」という）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社及び関連証券取引所に送付すること。
3. 上記の権限の全部又は一部を、その選任するアンダーソン・毛利法律事務所のパートナーに委任すること。

本委任状は、2001年10月31日まで有効であり、その後直ちに自動的に失効するものとする。

上記の証として、当社は、2001年10月10日、本委任状に署名せしめた。

ボーダフォン・グループ・ピーエルシーの
会社印は以下の者の面前で押捺された。

_____(署 名)_____

役職： 取締役

[会 社 印]

_____(署 名)_____

役職： 秘書役

以上、正訳致しました。

弁護士 平 川 修





POWER OF ATTORNEY

The undersigned, Erik de Rijk and Jan de Geus, in their capacity as members of the board, and, in their capacity as joint representatives of Vodafone International Holdings B.V., a Dutch corporation having its principal offices at Rivium Quadrant, 173-177, 15th Floor, 2909 LC Capelle aan den IJssel, The Netherlands (the "Company"), do hereby constitute and appoint each of Osamu Hirakawa, Masaakira Kitazawa, Junichi Kondo, Shinji Kusakabe and Katsuo Yagura of Anderson Mori, having their office at AIG Building, 1-3 Marunouchi 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, severally as the true and lawful attorney-in-fact of the Company (the "Attorneys") for and in its name, place and stead, and with full power of substitution (but limited to a partner or an associate attorney of the law firm of Anderson Mori), to do the following in connection with the proposed tender offer (the "Tender Offer") of the shares of ordinary shares of Japan Telecom Co., Ltd. by the Company:

- (1) To prepare, execute, file and prosecute, on behalf of the Company, a tender offer registration statement (the "Statement") to be filed with the Director of the Kanto Local Finance Bureau and generally to represent the Company in connection with the Tender Offer;
- (2) To prepare, execute and file any amendments to the Statement;
- (3) To prepare, execute and file with the Director of the Kanto Local Finance Bureau a post facto report and any other documents required by law to be filed with the Director of the Kanto Local Finance Bureau and any other competent authority in connection with the Statement;
- (4) To prepare and make any and all public notices in the appropriate newspapers as may be required by law;
- (5) To prepare, execute and deliver any agreements with regard to the agency and performance of administrative matters of the tender offer among the Company, The Nomura Securities Co., Ltd. and UBS Warburg (Japan) Limited;
- (6) To prepare, execute and file any notifications and reports to the Ministry of Finance or other relevant ministries required under the Foreign Trade and Foreign Exchange Law of Japan; and

Vodafone International Holdings B.V.

Rivium Quadrant, 173-177 15th floor,
2909 LC Capelle aan den IJssel, The Netherlands
Telephone: +31 (0)10 498 77 11, Telefax: +31 (0)10 498 77 22

Registered at the Chamber of Commerce No. 24235177

Two handwritten signatures in black ink, one appearing to be 'Erik de Rijk' and the other 'Jan de Geus'.



- (7) To prepare, execute and file the Report of Large Shareholding and any amendments or supplements thereto relating to the Company's shareholding in Japan Telecom Co., Ltd. with the Director of the Kanto Local Finance Bureau pursuant to Article 27-23 and/or Article 27-25 of the Securities and Exchange Law;
- (8) To prepare, execute and file the Report Concerning Sale of Shares by Officers of Principal Shareholders and any amendments or supplements thereto relating to the Company's sale and/or purchase of shares of Japan Telecom Co., Ltd. with the Director of the Kanto Local Finance Bureau pursuant to Article 163 of the Securities and Exchange Law;
- (9) To perform any and all other acts necessary or incidental to the performance of the foregoing powers herein granted;
- (10) To execute and deliver any and all such other documents, instruments and papers as may be necessary in connection with the foregoing and otherwise to do any and all such other acts and things as may be necessary in connection with the foregoing; and
- (11) To appoint one or more substitute attorneys to act on its behalf with respect to all of the powers granted hereinabove.

This Power of Attorney shall automatically expire without any notice or our actions on November 30, 2001.

The Company hereby ratifies and confirms all that the Attorneys shall do or cause to be done by virtue hereof.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned have jointly caused these presents to be executed on this 22 day of August, 2001.

A handwritten signature in black ink, appearing to be "Erik de Rijk".

Vodafone International Holdings B.V.
Erik de Rijk
Director

A handwritten signature in black ink, appearing to be "Jan de Geus".

Vodafone International Holdings B.V.
Jan de Geus
Director

(訳 文)

委 任 状

下記署名者であるエリック・デ・ライク及びヤン・デ・ゲウスは、オランダ、エルシー・カペル・アン・デン・ジュッセル 2909、リヴューム・クアドラント 173-177、15階に主な営業所を有し、オランダ法に基づき設立された非上場企業であるボーダフォン・インターナショナル・ホールディングス・ベーヴィ (以下「当社」という。) の取締役会役員及び連帯代表者の資格で、東京都千代田区丸の内1丁目1番3号A I Gビルに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏、北澤正明氏、近藤純一氏、日下部真治氏および矢倉克夫氏 (以下「当代理人」という。) を、各自単独に、当社による日本テレコム株式会社の発行済み普通株式の予定されている公開買付 (以下「公開買付」という。) に関連して、当社の名、地位及び利益において、当社のために、完全な復代理権を有し (但し、アンダーソン・毛利法律事務所のパートナー又はアソシエイト弁護士に限られる。)、下記の行為を行う真正かつ合法的な当社の代理人に任命する。

- (1) 当社のために関東財務局長に提出される公開買付届出書 (以下「届出書」という。) を作成し、これに署名し、これを提出し、及び遂行し、並びに一般的に公開買付に関連して当社を代理すること。
- (2) 届出書の訂正届出書を作成し、署名し、提出すること。
- (3) 届出書に関連して、関東財務局長及びその他一切の所轄官庁に提出することが法律により要求されている公開買付報告書及びその他一切の書類を作成し、署名し、関東財務局長に提出すること。
- (4) 法律により要求されている適当な新聞紙上における一切かつ全ての公告を作成し、行うこと。
- (5) 当社、野村証券株式会社及びUBS ウォーバーグ証券会社の間での公開買付に関する代理及び事務取扱に関するあらゆる契約を作成し、署名し、交付すること。
- (6) 日本の外国為替及び外国貿易法に基づき要求される、財務省又はその他関連官庁に対するあらゆる届出書及び報告書を作成し、署名し、提出すること。
- (7) 当社の日本テレコム株式会社株式の保有に関し、証券取引法第27条の23及び／又は第27条の25に基づく大量保有報告書並びにその一切の訂正報告書及び付属書類を作成し、署名し、これを関東財務局長に提出すること。

- (8) 当社の日本テレコム株式会社株式の売付け及び／又は買付けに関し、証券取引法第 163 条に基づき、役員又は主要株主による譲渡に関する報告書並びにその一切の訂正報告書及び付属書類を作成し、署名し、これを関東財務局長に提出すること。
- (9) 本委任状により付与された上記権限の遂行に必要又は付随するその他の一切かつ全ての行為を行うこと。
- (10) 上記に関連して必要なその他の全ての書類に署名し、交付すること、及び上記に関連して必要なその他全ての行為及び事項を行うこと。
- (11) 上記に従って付与された全ての権限に関連して代理人のために行為する一人又は数人の復代理人を選任すること。

本委任状は、一切の通知又は当社の行為なしで、2001 年 11 月 30 日に自動的に失効するものとする。

当社は、当代理人が本委任状に従い適法に行う、又は行わしめる全ての行為を追認し、確認する。

上記の証として、下記署名者は、2001 年 8 月 22 日、本委任状に署名せしめた。

(署名)

エリック・デ・ライク

取締役

ボーダフォン・インターナショナル・ホールディングス・ベーヴィ

(署名)

ヤン・デ・ゲウス

取締役

ボーダフォン・インターナショナル・ホールディングス・ベーヴィ

以上、正訳致しました。

弁護士 平川 修





POWER OF ATTORNEY

The undersigned, Erik de Rijk and Jan de Geus, in their capacity as members of the board, and, in their capacity as joint representatives of FrogHall B.V., a Dutch corporation having its principal offices at Rivium Quadrant, 173-177, 15th Floor, 2909 LC Capelle aan den IJssel, The Netherlands (the "Company"), do hereby constitute and appoint each of Osamu Hirakawa, Masaakira Kitazawa, Junichi Kondo, Shinji Kusakabe and Katsuo Yagura of Anderson Mori, having their office at AIG Building, 1-3 Marunouchi 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, severally as the true and lawful attorney-in-fact of the Company (the "Attorneys") for and in its name, place and stead, and with full power of substitution (but limited to a partner or an associate attorney of the law firm of Anderson Mori), to do the following:

- (1) To prepare, execute and file the Report of Large Shareholding and any amendments or supplements thereto relating to the Company's shareholding in Japan Telecom Co., Ltd. with the Director of the Kanto Local Finance Bureau pursuant to Article 27-23 and/or Article 27-25 of the Securities and Exchange Law;
- (2) To perform any and all other acts necessary or incidental to the performance of the foregoing powers herein granted;
- (3) To execute and deliver any and all such other documents, instruments and papers as may be necessary in connection with the foregoing and otherwise to do any and all such other acts and things as may be necessary in connection with the foregoing; and
- (4) To appoint one or more substitute attorneys to act on its behalf with respect to all of the powers granted hereinabove.

This Power of Attorney shall automatically expire without any notice or our actions on December 31, 2001.

FROGHALL B.V.

Rivium Quadrant 173-177, 15th floor
2909 LC Capelle aan den IJssel
The Netherlands

Phone +31 10 498 7711 Fax +31 10 498 7722

Chamber of Commerce reg. 34119861



The Company hereby ratifies and confirms all that the Attorneys shall do or cause to be done by virtue hereof.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned have jointly caused these presents to be executed on this 10th day of October, 2001.

A handwritten signature in black ink, appearing to be "Erik de Rijk", written over a horizontal line.

Froghall B.V.
Erik de Rijk
Director

A handwritten signature in black ink, appearing to be "Jan de Geus", written over a horizontal line.

Froghall B.V.
Jan de Geus
Director

FROGHALL B.V.

Rivium Quadrant 173-177, 15th floor
2909 LC Capelle aan den IJssel
The Netherlands

Phone +31 10 498 7711 Fax +31 10 498 7722

Chamber of Commerce reg. 34119861

(訳 文)

委 任 状

下記署名者であるエリック・デ・ライク及びヤン・デ・ゲウスは、オランダ、エルシー・カペル・アン・デン・ジュッセル 2909、リヴューム・クアドラント 173-177、15階に主な営業所を有し、オランダ法に基づき設立された非上場企業であるフログホール・ビーヴィ（以下「当社」という。）の取締役会役員及び連帯代表者の資格で、東京都千代田区丸の内1丁目1番3号A I Gビルに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏、北澤正明氏、近藤純一氏、日下部真治氏および矢倉克夫氏（以下「当代理人」という。）を、各自単独に、当社の名、地位及び利益において、当社のために、完全な復代理権を有し（但し、アンダーソン・毛利法律事務所のパートナー又はアソシエイト弁護士に限られる。）、下記の行為を行う真正かつ合法的な当社の代理人に任命する。

- (1) 証券取引法第27条の23及び／又は同第27条の25に従い関東財務局長に提出される当社の日本テレコム株式会社の株式保有に関する大量保有報告書及びその修正又は補足の報告書を作成し、これに署名し、及びこれを提出すること。
- (2) 本委任状により付与された上記権限の遂行に必要又は付随するその他の一切かつ全ての行為を行うこと。
- (3) 上記に関連して必要なその他の全ての書類に署名し、交付すること、及び上記に関連して必要なその他全ての行為及び事項を行うこと。
- (4) 上記に従って付与された全ての権限に関連して代理人のために行為する一人又は数人の復代理人を選任すること。

本委任状は、一切の通知又は当社の行為なしで、2001年12月31日に自動的に失効するものとする。

当社は、当代理人が本委任状に従い適法に行う、又は行わしめる全ての行為を追認し、確認する。

上記の証として、下記署名者は、2001年10月10日、本委任状に署名せしめた。

(署名)

エリック・デ・ライク

取締役

フロッグホール・ビーヴィ

(署名)

ヤン・デ・ゲウス

取締役

フロッグホール・ビーヴィ

以上、正訳致しました。

弁護士 平川 修

